

道路法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持又は都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めるものとする。

(第一条の七及び第四条の四関係)

第二 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持又は都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定めるものとする。

(第二条関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)